

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	桜川東 (桜川東町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落営農組合の元構成員は38名であるが、現耕作者は5名となり年齢的にも63歳から75歳と高齢者での就農である。今後の営農的見直しを行った結果、後継者もなく現耕作者も5年先の状況を考えてと皆離農する考えであり、このままでは作り手が無く衰退する見込みです。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

・昨年度より、県・市・JA・との協議を得、他地域の方が新規就農する意向を約束されましたので、今後については新規就農者に田の集約を図っていく方針です。初期より5ha程度を移動しその後順次集約していく。 ・稲麦大豆を主要作物としブロックローテーションを計り効率的及び生産性の高い農業を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行う中で、農地の集積・集約化の取組を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化・汎用化などを旨とする。 10a程度の田が多くある為、畦・畦畔ブロックなどの境界を取り除き30a～50aに拡張する基盤整備事業を計る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募った所、新規就農者が見つかりました。関係機関と連携し相談から定着まで又完全移行が出来るよう心配りをして取組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在も取り組んでいるが、期間に集中する田植の作業委託などを一部の面積でJA委託をし作業の分担と労力不足を補い効率的に作業を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②有機・減農薬・減肥料栽培に取り組む。
④当地区の田地の質から水稲には向くが畑作地には向かない土地が多くある為、減反政策での麦作付けの限度もある事から水稲のJA米の内、表作の輸出米の比率を上げる事で、減反比率を確保する。
⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。